NPO法人ふきのとう　定款新旧対照表

定款変更前の条文	定款変更後の条文
第１章　総則 （活動に係る事業の種類） 第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため次の事業を行う。 ① 就労継続支援Ｂ事業 ② 指定相談支援事業 ③ 日中一時支援事業 ④ 地域交流事業 ⑤ 生活介護事業 ⑥ 共同生活援助事業	第１章　総則 （活動に係る事業の種類） 第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため次の事業を行う。 ① 就労継続支援Ｂ事業 ② 指定相談支援事業 ③ 日中一時支援事業 ④ 地域交流事業 ⑤ 生活介護事業 ⑥ 共同生活援助事業 ⑦ 短期入所事業
第４章　役　員 （役員の任期等） 第１６条　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。 ２　前項の規定にかかわらず後任役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後総会が終結するまで任期を延長する。	第４章　役　員 （役員の選任等） 第１６条　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。 ２　前項の規定にかかわらず後任役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまで任期を延長する。
第９章　公告の方法 （公告の方法） 第４９条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲示して行う。	第９章　公告の方法 （公告の方法） 第４９条　この法人の公告は、官報に掲示して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告及び法第３５条第２項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

定款変更前の条文	定款変更後の条文
附則 ８．　平成２８年１０月２８日島根県知事の認証同日認証到達、同日変更する	附則 附則　　この定款変更は、所轄庁の認証の日（平成２２年７月６日）から施行する。 附則　　この定款変更は、所轄庁の認証の日（平成２６年６月２４日）から施行する。 附則　　この定款変更は、所轄庁の認証の日（平成２８年１０月２７日）から施行する。 附則　　この定款変更は、所轄庁の認証の日（平成３０年　　月　　日）から施行する。